

大口町生涯学習活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大口町生涯学習活動費補助金（以下「補助金」という。）は、文化、スポーツの振興を図るため、生涯学習活動にかかる団体を育成するため、団体の自主活動や公益的な事業等に対して、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 大口町スポーツ協会
- (2) 大口町文化協会
- (3) 大口町スポーツ少年団
- (4) その他町長が必要と認めた団体

(補助金対象事業等)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 公益事業（主に団体の構成員以外を対象とした事業）
- (2) 育成事業（主に団体の構成員を対象にした事業）

(対象経費)

第4条 補助金は、団体が補助事業に要する経費のうち、町長が必要と認める額とし、対象となる経費は別表のとおりとする。

(申請)

第5条 この補助金を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、大口町生涯学習活動費補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは当該補助金の額を決定し、その旨を大口町生涯学習活動費補助金交付

決定通知書（様式第2）により、速やかに代表者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた代表者は、大口町生涯学習活動費補助金請求書（様式第3。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

（補助金の支払）

第8条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは速やかに補助金を支払うものとする。

（変更・中止申請及び承認）

第9条 代表者は、補助事業の内容に変更等が生じる場合は町長に協議し、次の各号のいずれかに該当するときは、大口町生涯学習活動費補助金変更・中止承認申請書（様式第4。以下「変更・中止承認申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 主たる内容に変更があり、協議の結果、必要とされるとき。
- (2) 事業を中止しようとするとき。
- (3) 補助金交付決定額の20パーセントを超える変更のあるとき。

2 町長は、前項の規定により申請された内容を検討し、その補助事業の変更及び中止を承認したときは、大口町生涯学習活動費補助金変更・中止承認書（様式第5）により代表者に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第10条 補助金の交付を受けた代表者は、補助金の受入れ及びその用途を明らかにし、帳簿書類等を備えておかななければならない。

（実績報告）

第11条 代表者は、当該事業完了後、速やかに大口町生涯学習活動費補助金実績報告書（様式第6。以下「報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 町長は、前条の報告書に基づき補助金の額を確定し、大口町生涯学習活動費補助金確定通知書（様式第7）により、代表者に通知するものとする。ただ

し、確定した補助金の額が第6条の規定に基づき決定した補助金の額を上回る場合は、当該確定額を補助金決定額とする。

2 代表者は、補助金の額の確定により、交付を受けた補助金に不用額が生じた場合は、速やかに精算し返還しなければならない。

(準用)

第13条 第7条及び第8条の規定は、代表者が第9条第2項の規定により通知を受けたとき又は前条第1項の規定により追加交付額が生じたときについてこれを準用する。

(補助金の返還)

第14条 町長は、団体が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したと認めたときは、交付決定額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、大口町生涯学習活動費補助金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成19年4月1日 大口町告示第55号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第62号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日 大口町告示第39号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

費目	費目の種類	補助率等	
		公益事業	育成事業
謝礼	講師	補助対象経費から自己財源を除く額を上限とし、町長が認めた額	補助対象経費の2分の1を上限とし、町長が認めた額
交通費	講師、協力者、通行料		
消耗品費	資材、事務用品、燃料費		
印刷費	ポスター、チラシ、会議資料		
通信費	切手代、郵送料		
使用料・貸借料	会場使用料、機材等貸借料		
保険料	参加者、運営スタッフ		
食糧費	打合せ等にかかる飲み物代		
その他	町長が必要と認める経費		

備考 食糧費については、無償の労力提供者に限る。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

大口町長 様

団体名

団体の所在地

代表者氏名



大口町生涯学習活動費補助金交付申請書

大口町生涯学習活動費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助対象事業計画書
- (2) 年間事業計画書
- (3) 年間収支予算書
- (4) 規約
- (5) 役員名簿
- (6) その他町長が必要とする書類

補助対象事業計画書

1 補助対象事業一覧表

	事業名称	区分	総事業額 (円)	補助対象額 (円)	補助金額 (円)
計					

備考 区分には、「公益」若しくは「育成」と記入すること。

2 補助対象事業計画書(補助対象事業が複数ある場合は事業毎に作成すること。)

(1) 補助金交付申請額

交 付 申 請 額	金 円
-----------	--------

(2) 事業計画書

①事業概要

事業区分	公益・育成
事業名	
日時、場所	
事業目的 及び内容	(概要)
対象者	
事業費総額	
摘 要	

②収支予算書

ア 収 入 の 部

(単位：円)

区 分	内 訳	金 額
合 計		A

イ 支 出 の 部

(単位：円)

区 分	内 訳	金 額	左のうち補助金を 充当する金額
			5
合 計		B	C

※金額の積算については別紙としてください。(様式は問いません。)

※ $A = B$ 、補助金申請額はCと同額になります。

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町生涯学習活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町生涯学習活動費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したいので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第3（第7条関係）

年 月 日

大口町長 様

団体の所在地

団体名

代表者氏名

大口町生涯学習活動費補助金請求書

大口町生涯学習活動費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額

2 振込先

(1) 金融機関名及び店名

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義人

様式第4（第9条関係）

年 月 日

大口町長

様

団体名

代表者の氏名



大口町生涯学習活動費補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた事業については、次の理由により変更・中止したいので申請します。

記

1 事業名

2 計画変更対照表

	当初計画	変更計画
事業内容		
事業予算 (円) (うち補助金 充当事業額)		

3 補助事業の変更・中止の理由

4 変更後の措置

様式第5（第9条関係）

大口町生涯学習活動費補助事業変更・中止承認書

第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名

様

大口町長



年 月 日付けで申請のあった大口町生涯学習活動費補助事業の変更・中止については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 承認する事項
- 3 変更取るべき措置

様式第6（第11条関係）

年月日

大口町長

様

団体名

団体の所在地

代表者氏名



大口町生涯学習活動費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大口町生涯学習活動費補助について、事業が完了しましたので、大口町生涯学習活動費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他町長が必要とする書類

様式第7（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町生涯学習活動費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、大口町生涯学習活動費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 補助金精算額

精算区分	金	額
追加交付額	金	円
返納額	金	円

*追加交付額が発生した場合は、第7条及び第8条の手続により処理する。